

[条例・協定等]

浜頓別町防災会議条例（条例・協定等 1）

昭和37年12月24日

条例第15号

改正 平成7年6月30日条例第11号

平成12年3月5日条例第3号

平成24年6月14日条例第13号

平成25年3月15日条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、浜頓別町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浜頓別町地域の防災計画を作成しその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育長
 - (6) 南宗谷消防組合の消防団長のうちから町長が任命する者
 - (7) 南宗谷消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者
 - (9) 公共的団体等のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は25人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（部会）

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに充たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

浜頓別町防災会議運営規程（条例・協定等2）

平成8年5月20日

規程第2号

改正 平成19年3月12日訓令第9号

平成25年3月18日訓令第7号

（趣旨）

第1条 浜頓別町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)及び浜頓別町防災会議条例(昭和37年条例第15号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故があるときは、防災会議委員(以下「委員」という。)である浜頓別町副町長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し防災会議の招集を求めることができるものとする。

（委員の代理）

第4条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名するものとし、委員の職務を代理する。

（専門委員）

第5条 会長は、必要があると認められるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議事）

第6条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

（委員の異動報告）

第7条 浜頓別町防災会議設置条例(昭和37年条例第15号)第3条第5項第1号、第2号、第3号、第8号の委員が異動により変更のあつた場合は、当該委員の後任者は、その職氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

（会長への委任）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第7号)

この訓令は、平成25年3月18日から施行する。

浜頓別町災害対策本部条例（条例・協定等3）

昭和37年12月22日

条例第16号

改正 平成25年3月15日条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、浜頓別町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

（部）

第3条 本部長、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置することができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（委任）

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

応援協定一覧（条例・協定等４）

	協定の名称	協定の締結先	協定締結年月日	協定の内容
1	北海道消防防災ヘリコプター 応援協定	北海道知事	H8.6.5	・北海道消防防災 ヘリコプターに よる応援
2	災害時における北海道及び市 町村相互の応援に関する協定	北海道知事 北海道市長会 北海道町村会	H9.11.5	・災害時の相互応援
3	北海道広域消防相互応援協定	北海道内各消防組合	H3.4.1	・水火災又は地震等 の災害の相互 応援
4	災害時における生活関連物資 の供給に関する協定	浜頓別町商工会	H24.1.10	・災害時の飲料品や 日用品等の生活 関連物資の調達
5	災害等の発生時における浜頓 別町と北海道エルピーガス災 害対策協議会の応急・復旧活動 の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協 議会	H22.7.13	・災害時のLPガス の応急措置及び 早期復旧
6	災害時における飲料の提供等 に関する協定書	サントリーフーズ株式会社	H22.2.17	・災害時の飲料提 供 ・AEDの無償提供 (1台) ・備蓄用飲料水(2 L)120本の無償 提供
7	災害時発生における浜頓別郵 便局と浜頓別町の協力に関す る協定	浜頓別町内郵便局	H24.6.29	・災害時の郵便局ネ ットワークを活 用した広報活動 ・車両等の提供
8	災害対応型自動販売機による 協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング 株式会社	H22.2.17	・災害対応型自動販 売機の電光掲示 板による情報提 供 ・災害時の飲料提 供
9	災害時の応急対策活動協力を に関する協定書	浜頓別建設協会	H22.4.19	・災害時の応急対 策、復旧活動

北海道消防防災ヘリコプター応援協定（条例・協定等 5）

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（その他）

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成 8 年 7 月 1 日から適用する。

この協定締結を証するため、本書 73 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 6 月 25 日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（条例・協定等 6）

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分より行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通知するものとする。

3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前 2 項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 9 年 11 月 5 日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 9 年 11 月 5 日

北海道
北海道知事 堀 達 也

北海道市長会
北海道市長会長 桂 信 雄

北海道町村会
北海道町村会長 佐々木 隆 人

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

北海道広域消防相互応援協定（条例・協定等 7）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第 2 要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第 3 要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第 7 条の 2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第 8 条 前 2 条の規定により応援の要請を受けた市町等 (以下「応援側」という。) の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第 7 条第 3 項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第 9 条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第 10 条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費 (現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費 (現地で調達したものを除く。)

- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

- 3 応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 7 月 25 日締結)

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

災害時における生活関連物資の供給に関する協定（条例・協定等 8）

浜頓別町（以下「甲」という。）と浜頓別町商工会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条に示す災害（以下「災害」という。）が発生した場合における生活物資の確保、供給に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により日常の生活に支障が生じる場合、甲が乙及び乙に所属する会員等の協力を得て食料品や日用品などの生活関連物資（以下「物資」という。）を確保し、必要に応じ被災者に供給することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資）

第2条 この協定において乙が供給する物資は、別表に掲げる品目とし、甲は、その品目の中から選定して要請を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別紙以外の品目を指定することができるものとする。

（要請）

第3条 甲は、前条により物資を要請する場合は、原則として次の各号に掲げる事項を明らかにして書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲の職員が電話その他の方法で要請し、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 必要とする物資の品目、種類及び数量
- (3) 物資の引渡し場所
- (4) その他必要な事項

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに当該物資を調達するとともに、甲の指定する職員の指示に従い、物資の搬送業務に従事するものとする。

2 甲は、物資の引渡し場所に甲の職員又は指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の措置を実施した場合は、速やかにその措置の状況を甲に対し報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請を受け、乙が供給した物資の費用は、甲が負担する。

（費用の請求）

第7条 乙は、第4条第2項に規定する物資引渡し後に、前条の代金を甲に請求するものとする。この場合において、物資の価格は、被災発生直前における当該地域の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙から前条の規定に係る費用の請求があったときは、内容を確認のうえその代金を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも同様とする。

(情報の収集・提供)

第10条 甲は、災害時において、町民に対して物資の配付場所や品目等の情報伝達に努め、又は、それに協力するものとする。

2 甲は、災害時において被災地域や被災者の状況、地域の物資供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い災害に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意志表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項および協議に定めのない事項は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年 1月10日

甲 浜頓別町中央南1番地

浜頓別町長

乙 浜頓別町南1条3丁目8番地

浜頓別町商工会

会長

別 表 (第2条関係)

品 目	内 容
食料品	水・飲料、弁当、米、パン、おにぎり、インスタント食品、麺類 粉ミルク、漬物、佃煮、干物、ハム・ソーセージ、日配品 生鮮野菜等
寝具・衣料	毛布、タオルケット、布団、上着、下着、靴下、寝具、作業服 タオル、軍手、雨具、靴等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ、やかん等
食器	はし、茶碗、ほ乳ビン等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、生理用品 濡れティッシュ、紙おむつ、一般用医薬品、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉 ポリバケツ、飲料水用ポリ容器等
光熱用品	暖房器具、乾電池、ロウソク、懐中電灯、ガスコンロ、使い捨てカイロ(冬)、 扇風機(夏)、蚊取り線香(夏)、灯油、ガソリン等

災害時等の発生時における浜頓別町と北海道エルピーガス災害対策協議会との
 応急・復旧活動の支援に関する協定（条例・協定等 9）

浜頓別町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、浜頓別町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定における「災害時」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に定める武力攻撃災害及び緊急処理事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急処理事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第 2 条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第 4 条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第 3 条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （ 1 ） 被害場所における L P ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （ 2 ） 被害場所における応急措置及び復旧工事
- （ 3 ） 避難場所等への L P ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （ 4 ） L P ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （ 5 ） 大規模火災現場における L P ガス設備の撤去等の安全対策
- （ 6 ） その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第 4 条 甲は、災害等の発生時に必要があると認められるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第 5 条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する浜頓別町災害対策本部会議、浜頓別町国民保護対策本部会議若しくは浜頓別町緊急処理事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第 6 条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第 7 条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第 9 条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第 1 0 条 乙は、その協議会活動を通じて、L P ガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第 1 1 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名のうえ各自 1 通を保有する。

平成 2 2 年 7 月 1 3 日

甲 枝幸郡浜頓別町中央南 1

浜頓別町

浜頓別町長

乙 稚内市開運町 2 丁目 2 番 5 号

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長

現地対策本部長

災害時における飲料の提供等に関する協定（条例・協定等 10）

浜頓別町（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的・協力内容）

第 1 条 災害時における飲料の提供、災害時用備蓄飲料の提供及び浜頓別町役場庁舎内における AED の貸与など、町民の安心・安全を確保することを目的とし、乙は次の内容について甲に協力をするものとする。

- （1）緊急時飲料提供自動販売機の設置による自動販売機内在庫飲料の無償提供。
- （2）浜頓別町役場庁舎内に設置する AED（自動体外式除細動機）一台の無償貸与。
- （3）災害時備蓄用飲料水（天然水南アルプス 2L ペット）120 本の無償提供。

（協力内容の詳細に関する事項）

第 2 条 前条第 1 号に規程する緊急時飲料提供自動販売機については、別途利用細則を定めるものとする。前条第 2 号に規程する AED（自動体外式除細動機）の貸与期間は協定日から 5 年間とし、有効期間満了前に更新について甲乙双方で協議をするものとする。前条第 3 号に規程する災害時備蓄用飲料水については、賞味期間が 24 ヶ月であることから、賞味期限内において使用されなかった場合は、乙が無償交換するものとする。

（緊急時飲料提供自動販売機の設置場所）

第 3 条 緊急時飲料提供自動販売機の設置場所は、浜頓別町役場町民ホールとする。

（連絡責任者）

第 4 条 本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定め、良好な情報伝達を確保する。

（有効期間）

第 5 条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 2 月 17 日

甲) 北海道枝幸郡浜頓別町中央南 1 番地

浜頓別町長

乙) 北海道札幌市北区北 8 条西 3 丁目 2 8 番地
サントリーフーズ株式会社 北海道支社
支社長

災害時発生時における浜頓別町内郵便局と浜頓別町の協力に関する協定（条 例・協定等 11）

浜頓別町内郵便局（以下「甲」という。）と浜頓別町（以下「乙」という。）は、浜頓別町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、浜頓別町内に災害が発生し、次の事項について発生が生じた場合は、相互に協力を申請することができる。

- （1）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （2）災害者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- （3）甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る）
- （4）郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- （5）前各号に掲げるもののほか、申請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により申請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（会議）

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

（訓練）

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前条の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 郵便局株式会社 浜頓別郵便局長

乙 浜頓別町 防災担当課長

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年6月29日

甲 住所 浜頓別町南1条2丁目
浜頓別町内郵便局
代表 郵便局株式会社
浜頓別郵便局長

乙 住所 浜頓別町中央南1
浜頓別町
浜頓別町長

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定（条例・協定等 12）

浜頓別町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成 18 年 1 月 22 日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第 1 条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （ 1 ） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （ 2 ） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）

（情報提供に関する事項）

第 2 条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に提示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

- 2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第 3 条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式 1）を乙に提供するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第 4 条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

- 2 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第 5 条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
浜頓別町総務課（代表）	0 1 6 3 4 - 2 - 2 3 4 5

（乙の連絡先の標示）

名称	電話番号
稚内事業所（代表）	0 1 6 2 - 3 3 - 8 3 1 5
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	0 8 0 - 1 0 1 7 - 0 1 3 8

（守秘義務）

第 6 条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業条の秘密を、その

目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第 7 条 この協定の有効期間は締結の日から 1 年間とし、裕公期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは 1 年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする、

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 2 年 2 月 1 7 日

甲 枝幸郡浜頓別町中央南 1 番地
浜 頓 別 町 長

乙 札幌市清田区清田一条一丁目 2 番 1 号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第 4 条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の標示 (浜頓別町)

設 置 施 設 名	所 在 地
浜頓別町役場	枝幸郡浜頓別町中央南 1 番地
浜頓別町多目的アリーナ	枝幸郡浜頓別町中央北 2 番地
はまとんべつ温泉ウイング	枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔 4 0 番地

災害時の応急対策活動協力に関する協定（条例・協定等 13）

浜頓別町（以下「甲」という。）と浜頓別建設協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風、洪水その他による災害が浜頓別町内において発生した場合に、乙及び乙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の除去及び搬送
- （2）前号の応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送
- （3）災害時において、甲が必要とする資機材及び物資の貸与

（要請）

第3条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した「災害応急対策要請書」により、乙に対し、応急対策活動の実施を要請するものとする。ただし、書面によるいとまのない場合は、この限りでない。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急対策活動経費）

第4条 乙の会員の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙の協議により定めるものとする。

3 乙又は乙の会員は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

（第三者等に対する損害）

第5条 乙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の会員により協議のうえその賠償をするものとする。

（連絡体制の確立）

第6条 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとする。乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報の共有等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員の保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第8条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 4月19日

甲 枝幸郡浜頓別町中央南1番地
浜頓別町長

乙 枝幸郡浜頓別町大通8丁目20番地
浜頓別建設協会
会 長